

## 新型コロナウイルス（ジャマイカ国内の新たな感染防止対策と感染者情報）

2月28日、ホルネス首相は増加する新型コロナウイルス感染者抑圧のため、災害リスク管理法に基づく新型コロナウイルス対策の厳格化を発表し、1日から施行する旨を発表しました。

概要は以下のとおりです。

- 1 毎日午後8時から午前5時までの外出禁止令を3月23日の午前5時まで延長。
- 2 教会を含む全ての礼拝所では、オンラインサービスのみとなる、ただしオンラインサービス提供のために最大10名まで礼拝所に集まることは認められる。
- 3 動物園、公園、スポーツジム、アトラクション、バーは3月22日まで午後6時に閉店。
- 4 公共のビーチや河川は3月22日まで閉鎖される。
- 5 試験（PEP、CSEC/CAPE）を受けている学生のみが対面授業を受けることができ、公立・私立学校ともに適用される。
- 6 60歳以上は自宅待機とする。
- 7 公的機関は、ソーシャルイベントを開催する場合、全てオンラインでおこなわなければならない。
- 8 3月4日から公共部門での在宅勤務を厳格化する。仕事の性質上、オフィスにいることが必要な重要なサービス提供に従事する者のみを配置する。
- 9 ジャマイカ人を含むジャマイカへのすべての渡航者は、渡航日の72時間前までに検体を取得したCOVID-19検査が陰性である証明書を提示しなければならない。ビジネス目的の渡航者は事前の検査結果の提示及び、ジャマイカ到着後にPCR検査を自費で受けなければならない。（抗体検査や自宅キットでの検査は受付不可、詳細は<https://www.visitjamaica.com/travelauthorization/test-req/>）
- 10 3月8日より、全ての葬儀と埋葬が禁止される。7日迄に既に予定されている葬儀は、災害リスク管理法を遵守していれば許可される。
- 11 結婚式は、司会の牧師、立会人、新郎新婦を含む最大25名まで。
- 12 災害リスク管理法に基づくその他の措置は、3月23日までの3週間有効となる。

災害リスク管理法の詳細についてはジャマイカ首相府のホームページをご確認ください。

<https://opm.gov.jm/category/disaster-risk-management-act/>

また、1日ジャマイカ保健省は2月28日における当地の新型コロナウイルス感染者336名と死亡者3名を確認した旨、発表しました。

ジャマイカ国内での感染者は合計23599名、うち死亡者425名、治癒者13502名となります。

26日、27日の感染者は以下のとおりです

26日 感染者346名 死亡者4名

27日 感染者446名 死亡者5名

引き続き感染予防対策をとるとともに、今後の関連情報にご留意ください。

ジャマイカ保健省

<https://www.moh.gov.jm/>

当館ホームページ

[https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(新型コロナウイルスに関する Q&A)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

WHO

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/>

PAHO

<https://www.paho.org/en/topics/coronavirus-infections/coronavirus-disease-covid-19>

3月1日

在ジャマイカ日本大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, [2 Oxford Rd, Kingston](#) 5

[tel:1\(876\)929-3338/9](tel:1(876)929-3338/9) fax:1(876)968-1373

<http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/>

(緊急時：\*FM radio: 87.9Mhz)